

## 令和元年台風19号に係る借上型仮設住宅の

ご承諾をいただいた仲介業者の皆様へ

令和元年台風19号の係る借上型仮設住宅につきまして、長野市で負担をする退去修繕負担金について改めてご連絡させていただきます。

退去する際の原状回復費用が、退去修繕費用を超える場合、その差額分を当市でお支払いすることはできません。（なお、入居者が故意又は過失による物件の破損に対する修繕について、退去修繕費を超える場合は入居者の負担となります。）

つきましては入居者の負担軽減のため、契約書をご確認いただき、退去修繕負担金が上限金額になっていないものについて、再度契約内容をご検討していただきますようお願いいたします。

### ※参考

退去修繕負担金とは、借上型仮設住宅の明け渡し時における原状回復（通常消耗や経年劣化を含む）に要する費用について一定額（上限2ヶ月分）を市が負担するものです。